

第4回さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会 議事録

- 1 日 時 令和6年8月9日（金）午前10時から午前11時30分
- 2 場 所 大宮区役所 601会議室
- 3 出席者 【委員】新井委員、恵委員、岸委員、佐藤委員、竹山委員、橋本委員、山本委員、横山委員
【事務局】河野市民生活安全課長、市川課長補佐兼防犯係長、林主査、西川主事

1. 開会

司 会 : ただ今から、第4回さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日も忌憚のないご意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の資料を確認させていただきます。次第に記載をいたしました4点の資料を事前にお送りしております。また、開催通知でもお知らせいたしましたが、第1回から第3回までの懇話会の資料もお持ちいただいていると存じます。不足等がございましたらお持ちいたしますので、お申し出ください。よろしいでしょうか。

なお、本日の懇話会の終了時間は正午を予定しております。毎回のお願いで大変恐縮ですが、何とぞご協力いただきますようお願い申し上げます。また、今回も記録用に写真を撮らせていただきます。公開するものではございませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

2. 議題 (1) 第1回から第3回までの犯罪被害者等支援事業推進懇話会における検討結果について

司 会 : それではこれより議事に入りますので、横山座長に進行をお願いいたします。

座 長 : 議事に入る前に、会議の公開について確認いたします。まず事務局から報告をお願いします。

事務局 : はい。現在傍聴希望者はお2人です。本日の会議では、この後の議題「(1) 第1回から第3回までの犯罪被害者等支援事業推進懇話会における検討結果について」は、不開示情報に当たる個人情報等の取り扱いがございませんので、公

開することとしてよろしいでしょうか。

座長： 皆さんいかがでしょうか。公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

全員ということで、公開をすることとします。それでは傍聴の方を案内してください。会議途中の傍聴につきましても、会議運営上問題がない限り随時許可したいと思います。よろしくをお願いします。

では、議事を進めていきます。議題(1)に入る前に、前回、第3回の懇話会におきまして、性犯罪の対象の拡大について、刑法第181条も含めるという方向で、不同意わいせつや不同意性交等が未遂であったとしても対象にするべきという話になったと思います。この点について、前回山本委員がご欠席だったので、警察の観点から、問題があるかどうか意見を伺いたいということで終わっていたのですが、山本委員、いかがでしょうか。

山本委員： これで特段問題はないと思います。不同意性交等が未遂であっても怪我があるものについて、見舞金を支給するということには賛成です。

座長： 運用上、特に問題はないですか。

山本委員： 問題はありません。

座長： 分かりました。ありがとうございます。

それでは、今日の議題に入ります。議題「(1) 第1回から第3回までの犯罪被害者等支援事業推進懇話会における検討結果について」ですが、これまでの議論の内容が、資料1「犯罪被害者等支援事業推進懇話会 検討結果概要」にまとめられています。また、議論の内容を踏まえて、要綱の見直しの素案も作成されています。本日はこれらの資料を基に、これまでの議論の内容がこの検討結果や素案にきちんと反映されているか確認し、必要に応じて意見の追加を行っていききたいと思います。まず私のほうでこの議論の内容をまとめたものを読み、その後で委員の皆さんから、議論された内容で不足している部分はないか、この内容でいいのかという観点からご意見をいただきたいと思います。

基本的にこの検討結果の概要は、完成版がそのまま市に提示されるという理解でよろしいですか。

事務局： はい。

座長： そうなると、この点はどうしても入れておく必要があるというものが漏れていないか、ということも意識しながら、確認していただければと思います。

まず、「①支援の内容について」の「対象となる犯罪被害者等の見直し」ですが、当初事務局から、要綱に基づく支援についての希望があったが、実際には適用できなかった相談があり、特に性犯罪被害について、被害内容が該当しないという理由で支援を適用できなかった事案があるので、性犯罪被害の対象の拡大を検討したいという申し出がありました。

これに関して、懇話会の中で色々な意見がありました。「性暴力・性犯罪の相談が増えているので、少しずつでも広げてほしい」という意見がありました。見舞金と日常生活等支援、法律相談は分けた方が良いのではないかと、
「見舞金については、不同意性交等の未遂を含めるかどうかについては、未遂の範囲も広いため難しい。予算や実態を考えながら検討することが必要ではないか」「見舞金は直接的な金銭の支援になるため慎重に扱い、日常生活等支援や法律相談には不同意わいせつを含めるという形で対象を広げるという方法もあるのではないか」という意見がありました。

それらの意見を踏まえて、後に出てくる刑法第 181 条、第 241 条についてはここでは置いておきますが、基本的に見舞金については、不同意性交等の未遂を含めるかどうか、不同意わいせつを含めるかどうかという点については、含めない、従前どおりという方向になったという理解でよろしいでしょうか。

(全員了承)

次の日常生活等支援、法律相談については、「不同意性交等の未遂も、既遂の一步手前ということもあり、被害者は大変な思いをしており、日常生活等支援や法律相談は必要ではないか」「不同意性交等の未遂や不同意わいせつでも被害者は相当な苦痛を受けるので、日常生活等支援の対象から除くことには疑問を感じる」「自宅や自宅付近で不同意わいせつの被害にあった場合などは転居が必要になることが想定されるので、日常生活等支援の対象になると良い」という意見がありました。そして、日常生活等支援について不同意わいせつを含めるとした場合に、その内容によって差を設けるか、つまり利用できる支援を限定するかどうかということについては、「家事援助や一時保育等、どの支援内容が必要となるかは被害者一人一人の状況により異なるため、利用できる支援を限定することは望ましくない」「いずれの支援も重要度に差がないはずであるが、そうであれば利用できる支援を限定する合理的説明ができない」という意見がありました。

その結果、日常生活等支援、法律相談については、不同意わいせつ、それから不同意性交等の未遂にも拡大して良いのではないかと、という方向になりました。このような理解でよろしいでしょうか。

(全員了承)

次に、「刑法第 181 条『不同意わいせつ等致死傷』についても対象に含めるべきではないか」というのが、この懇話会の中で出てきた議論になります。「刑法第 181 条を含めた場合、不同意わいせつや不同意性交等が未遂で怪我を負った場合の取り扱いをどうするか」ということをきちんと議論する必要があるのではないかと、いう意見もありました。「見舞金について、不同意性交等の未遂及び不同意わいせつを含めないとした場合に、不同意性交等の未遂で怪我まで負っ

たケースは、その怪我が重傷病に該当すれば対象となるが、怪我が該当しない場合、対象から外れてしまうことにならないか。不同意性交等の未遂で重傷病に該当しない怪我を負った被害者を支援の対象から外してしまってもよいのか」「不同意性交等の被害にあいそうになったが、必死に被害者が抵抗した結果、既遂に至らなかったものの、被害者が重傷病に該当しない怪我を負うこともある。このような被害者を支援の対象から外すのは望ましくない」という意見もありました。それから、「日常生活等支援や法律相談については、不同意性交等の未遂及び不同意わいせつを含めたとしても、不同意わいせつの未遂は支援対象ではないので、不同意わいせつの未遂で怪我まで負ったケースは、その怪我が重傷病に該当すれば対象となるが、怪我が該当しない場合、対象から外れてしまうことにならないか。不同意わいせつの未遂で重傷病に該当しない怪我を負った被害者を支援対象から外してしまってもよいのか」「怪我を負っているということは、それだけ被害のダメージも大きいので、不同意わいせつや不同意性交等が未遂でも対象とするべきではないか」「怪我については客観的な診断書があるので、判断は可能である」という意見がありました。

その検討結果として、先ほど述べた内容と重複するところもありますが、

- ・見舞金については、不同意性交等、監護者性交等の既遂という現状の対象を維持して、不同意性交等の未遂や不同意わいせつへの拡大は行わない。
- ・刑法第 181 条第 2 項に該当するものは不同意性交等が未遂でも対象に含める。
- ・日常生活等支援や法律相談については、不同意性交等、監護者性交等の既遂という現状の対象を拡大して、不同意わいせつ、あるいは不同意性交等の未遂、監護者わいせつ、監護者性交等の未遂を含める。
- ・刑法第 181 条に該当するものは、不同意わいせつが未遂でも対象に含める。
- ・日常生活等支援については、この条文に該当する被害にあった場合には支援の内容は限定しない。

という検討結果になったと理解しています。この内容について、不足している点や、言い回しを変えた方がよい点など、何か意見はありますか。ここでの議論が全てきちんと盛り込まれていると理解してよろしいですか。

(全員了承)

こちらとしては、このような思いでいるけれども、読んだ時に伝わらないのは避けたいと思うので、分かりにくいところがあればそれも遠慮なく指摘していただきたいと思います。もし気づいたことがあれば、後ほどでも構いません。

それでは次に、「日常生活等支援の見直し」についてですが、日常生活等支援に係る助成金の支給の活用がほとんどないという実態を踏まえて、対象となる被害者等の見直しや、新たな支援策を検討したいという提案が事務局からありました。例えば現在は対象となっていない、他市で被害にあった後にさいたま市

に転入した方への対応や、配食サービス等の新たな支援策の検討ということが提案されました。

これについて懇話会の中で、「被害者自身で事業者を探す必要があるなど、利用しにくい面はあると感じている」「各機関でそれぞれ支援はあるが、支援を利用する順番や、どのような組み合わせで支援を利用できるのか、ということが分からないので活用されていないのではないか」という意見がありました。そして根本的な問題として「そもそも周知が不足しているのではないか」という話が出てきました。また、「リーフレットに記載している情報量が多く、書かれている内容が頭に入っていない。さいたま市のホームページも犯罪被害者等支援のページに辿り着くまでに時間がかかった」「どの機関が相談を受けても、各関係機関がお互いの役割や制度をある程度把握して被害者に伝えていく必要がある」「医療機関等、被害者に説明をする機会があると思われるところにもリーフレットなどを配布し、簡単にでも説明をしてもらえれば周知につながるのではないか」という意見がありました。つまり、単純に拡大するという以前の問題で、今ある制度がきちんと周知されていないために使われていないということが問題なのではないか、そのため安易に今拡大するというよりは、現行の制度をきちんと伝えていくことが重要ではないかということでした。

その結果、検討結果として、

- ・現段階では対象となる被害者等の見直しや、新たな支援策の検討ではなく、さいたま市がこのような支援を行っているという周知に力を入れるべきである。
- ・関係機関同士の情報共有、リーフレットの内容や配布先の見直しを検討して、現在の制度を周知していく。

という形になりました。この内容については、大丈夫でしょうか。

(全員了承)

では次に、「②要綱への明記や追記が必要と思われる内容」に進みます。

まず「実施機関の明記」について、精神医療費用及びカウンセリング費用と法律相談について、実施できる期間を明記したいという提案が事務局からありました。詳細を説明すると、「さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱」の中で、申請の期限は「第6条に規定する精神医療費用及びカウンセリング費用に係る助成金の支給の申請については、初診日から起算して3年を超えない期間」となっていますが、被害にあってから期間は明記されていないため、その状況が良いのか、というところから出された提案です。

これについて懇話会の中では、精神医療費用及びカウンセリング費用について、「犯罪が行われた日から初診日までかなり期間が空く方もいる」という意見がありました。これは精神科医である恵委員も特に感じられていることだと思います。そして、「被害事実の客観的な確認は必要だが、精神的な症状はいつ出

てくるか分からないので、実施期間を区切ってしまうことには疑問がある」「性犯罪被害については、被害者が声を上げにくいという現状や、数年後、数十年後に精神的な症状として出てくることがあるという点を共通認識として持つことが重要」という意見がありました。

そのような観点から、今の「初診日から起算して3年を超えない期間」という規定を、被害にあった時から何年と限定することはかえって後退させてしまうことになる、それは望ましくないのではないか、ということで、

・「初診日から起算して3年を超えない期間」という現状の要綱の内容を維持して、実施期間の明記はしない。

という検討結果になりました。よろしいでしょうか。

(全員了承)

「さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱」も同じように、申請の期限について「前条の規定による申請は、犯罪が行われた日から1年を経過したときは、することができない」と記載されています。但し書きはついています、原則として申請は犯罪が行われた日から1年となっていて、法律相談を受ける時はいつなのかという限定はされていません。そのため、申請をしておけば犯罪が行われた日から1年経過した後でも法律相談を受けられるという条項になっており、それが良いのかということで、事務局から提案がありました。

この点については、「実際に裁判が始まるまで1年から2年かかる場合もあり、裁判が始まるまでは特に相談することはないが、裁判が始まってから相談をしたいということは十分に考えられる」「被害者やご遺族も、最初はあまり考えていなかったとしても、裁判に参加したいなど気持ちの変化が起きることもある」「申請は1年と区切っても、実際の相談はできるだけ被害者のタイミングに合わせて利用できるようにすべき」という意見がありました。

これについても、あくまでも申請期間は1年と限定するとしても、申請をしておけばその後いつ利用するかというのは被害者等のタイミングに合わせて良い、ということで、

・「申請は犯罪が行われた日から1年」という現状の要綱の内容を維持して、実施期間の明記はしない。

ということで、意見としては固まったと理解していますが、よろしいでしょうか。

新井委員： 申請書の提出が義務付けられていて、この申請書自体のフォーマットはありますが、これはどのように入手するのでしょうか。通常だと窓口に行って申請書をもって書き込んで提出をして、というのが主な流れになると思いますが、一番気にしているのは、申請をよりしやすくするために、その申請書がどこに行けば入手できるのか、ということです。この1年というタイミングを逃してしまうことを避けなければいけないというのを、今座長の話聞いて思ったので、現実的

にはどのようなルートで申請がされるのか、確認をしたいと思います。

事務局： 通常は、市民生活安全課に相談があり、こちらから申請書をお渡しするという流れになります。直接被害者やご遺族が相談に来られるというよりは、警察等から「法律相談と見舞金を希望されています」というようなご連絡をいただいて、申請書を用意してお渡しするということが多いです。また、しばらく前に市のホームページに要綱を全て掲載しました。来ていただくことが難しい場合にはそこからダウンロードしていただくことも可能です。

新井委員： ホームページを確認して、そこは一步前進だと思いました。

橋本委員： ダウンロードしたものを申請する時には、どのような形で行うのでしょうか。電子申請をすることはできますか。

事務局： 電子申請は行っていませんが、来ていただくことが難しい場合には、郵送や、情報の機密性等の課題はありますがメールでも対応は可能です。また、見舞金については実際に郵送で対応したこともあります。法律相談に関しては、申請後、実際に弁護士との面談がありますので、できれば市民生活安全課としても一度直接お会いして、または電話等でお話をして、という段取りは取らせていただきたいと思います。

橋本委員： 埼玉県としては、DXの推進を図る観点から県民等からの申請手続きについては、全て電子申請システムで行うように進めています。L GWANという総合行政ネットワークを利用するため、セキュリティ上の安全性も確保されています。県民等から電子申請がされると利用登録した担当職員に通知が届くので、滞りなく対応ができるというシステムになっています。

座長： それは、電子申請で行う方が良いという前提での変更だと思いますが、電子申請で行う方が良い理由というのは、どのような点でしょうか。

橋本委員： 申請者の負担軽減ということもありますし、犯罪被害者等支援に限らず全てをIT化していくという観点からの県の改革の一つとして推し進めているところです。

座長： 年齢や、あるいは苦手という方もいるので、電子申請と紙での申請、両方できるようにしておかないと、電子申請だけでは使えない人も出てくるかもしれません。特に被害者に関しては、両方必要だと私は思っています。例えば怪我がひどく、家から出られない方には電子申請は必要かもしれませんし、デジタルが苦手な方やそもそもパソコン等を持っていない方がいてもおかしくはありません。そのような方にとっては窓口に行ってしまった方が楽ということもあるので、両方対応できる必要があると思っています。そこはぜひ検討をしていただく必要がある点だと考えます。

橋本委員： 埼玉県としての方向性がそのようになっているという情報提供です。

座長： 他に、この点については大丈夫でしょうか。

(全員了承)

それでは次に、「性犯罪の定義の追記」についてです。各要綱の性犯罪の定義に、刑法第 241 条を追加したいと事務局から提案がありました。

これに関しては、「この条文は追記するべきと考える」との意見が懇話会の中でも一致していましたので、追記をするべきという検討結果となりました。

その結果、先ほどの議論と、この刑法第 241 条の話を含めると、各要綱の性犯罪の定義は、

- ・「さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱」については、「刑法第 177 条、同法第 179 条第 2 項、同法第 181 条第 2 項、同法第 241 条の罪（同法第 177 条及び同法第 179 条第 2 項の未遂罪は除く。）をいう。」とする。
- ・「さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱」と「さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱」については、「刑法第 176 条、同法第 177 条、同法第 179 条、同法第 181 条、同法第 241 条の罪（同法第 176 条及び同法第 179 条第 1 項の未遂罪は除く。）をいう。」とする。

となります。検討結果としてこのような形になりますが、よろしいでしょうか。

(全員了承)

新井委員： これについても、事務局でまとめた前回の資料が、考えを整理するのに分かりやすいです。この表は分かりやすいので、この最終版をどこかでオープンにいただけると、自分は該当する、しないということが分かりやすいのではないかと思います。

座長： 場合によっては、この検討結果概要の中に、資料として添付しても良いのではないかと思います。確かに、自分が該当するかしないか、この表を見れば一目瞭然なので、活かすべきだと思います。懇話会限りとするのではなくて、懇話会の結果としてまとめたものにも添付した方が、外に出すきっかけにもなるので、そうしていきましょう。これは非常に分かりやすいと思います。議論の過程の中で自分たちの頭の整理のために使った資料ですが、分かりやすいものは活かさないともったいないですよ。

新井委員： 我々も素人なので、ビジュアルとして見えないと頭の整理がしにくいので、助かります。

座長： そのようなご意見は重要だと思います。ありがとうございます。ではこの表は入れるということにしたいと思います。

では次に、「遺族又は家族の範囲の追記」についてです。見舞金の給付を受けることができる遺族又は家族の範囲について、「犯罪被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹」となっていますが、犯罪被害者の収入によって生計を維持されていない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹も追加したいという事務局からの提案です。

これに関しては、懇話会の中で次のような意見がありました。まず「生計の維持を要件から外すと範囲が広くなり、例えば疎遠となっている兄弟姉妹が対象となることも考えられる」という、疎遠である兄弟姉妹が見舞金を受けるのはどうなのかという意見がありました。他方で、「疎遠であったとしても、突然連絡が来て、葬儀費用やその他様々な手続きなどを負担することも考えられる」という、疎遠だからといって対象から外してしまってもよいのかという意見もありました。そして、他の制度との兼ね合いですが、「犯罪被害給付制度や他の自治体の見舞金は、配偶者や犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹がいない場合には、それに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹が受給できるというのが、標準的な制度設計になっている」、つまり、被害者の収入によって生計を維持されていない人も受給できるとなっているのが標準的な制度設計だという意見がありました。そうとなると、さいたま市だけがそこを限定しているのはどうなのか、という話もありました。

そのような議論を経た結果、検討結果としては、

- ・「遺族又は家族の範囲」を「遺族の範囲」とする。
- ・「遺族の範囲」は、配偶者を第1位として、次に、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、そして、いずれもない場合には、犯罪被害者収入によって生計を維持されていない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹として、犯罪被害者の収入によって生計を維持されていない人も含める。

という形で良いのではないかとということで意見が一致したと理解しています。

この点についてはよろしいでしょうか。

(全員了承)

では次に、「対象となる犯罪被害者等の追記」について、事務局から、転居費用や一時避難費用については、犯罪が行われた時において犯罪被害者と同居していた家族を追加したいと提案がありました。現状では、「さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱」を見ていただくと、転居費用の助成の対象となる方は、「犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族」「犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者」と記載されています。一時避難費用についても同様の記載内容です。

この点について懇話会の中では、「被害者は1人でも、家族にも害が及ぶこともあるので、家族分を含めて助成をするべき」「利用後に領収書を提出して申請するものなので、必要性の裏付けも取ることができる」という意見がありました。

検討結果としては

- ・「犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた家族」も追加する。

という形になりました。よろしいでしょうか。

(全員了承)

このように見てきましたが、基本的には拡大していく、ただ、今の時点で拡大をするよりもまずは周知をするべきではないかというものについてはそのままとする、そして見舞金など予算に関わるものについては慎重に対応する、という形で、原則は広げていきますが一定程度については現状維持となっています。抽象的に言うと、このような形に意見がまとまったと理解しています。

最後の「③今後の関係機関との連携」に関しては、1回目から3回目まで、懇話会の中で非常に多くの意見が出た内容になります。事務局からの、支援の対象となる犯罪被害者等の把握や、情報共有、顔の見える関係作りに向けて、各関係機関とどのように連携を図っていけば良いか、ご意見をいただきたいという提案に対して、懇話会の中で色々な意見が出てきました。

まずはリーフレットやPRについて、「警察、県、援助センター、さいたま市のそれぞれが、何をどこまでできるのか、まとまっていないので分かりにくい。トータルでこれだけ利用できる、というのが見えてこない。リーフレットを作るにあたってはその点を考慮して作成し、配布先も改めて検討すべき」という意見がありました。また、「リーフレットは対象者別、例えば被害者向け、ご遺族向け、お子さん向け、外国人向けなどに分けて、作成をした方が良いのではないか」「広報目的のものと、被害者やご遺族に渡すものは別に考えるべき」「被害者やご遺族向けのものは、支援者と一緒に見ながら利用できる制度をチェックできるようなものが望ましい」「犯罪被害者等支援だけでなく、ライフステージに合わせて、さいたま市ではこのような制度があるということを示したものがあれば、より分かりやすい」「犯罪被害者等支援を充実させ、それをPRしていくことは、さいたま市の住みやすさ、生活する上での安心感を高め、市のイメージアップにもつながっていく」という意見がありました。そして、「この懇話会の中でリーフレットの内容までは検討できないが、出来上がったものが想定したものと異なってしまうことは避けたいので、作成段階で事務局から懇話会委員に意見を聞いてもらいたい」という意見もありました。リーフレットやPRについてはこのようなご意見があったと認識していますが、漏れている内容はないでしょうか。

恵委員 : さいたま市だけのリーフレットということですか。

座長 : さいたま市在住の方を対象として配布するリーフレットです。

恵委員 : 例えば私のクリニックの患者さんの中には、さいたま市以外のところに住んでいる被害者の方もいますので、共通してどこでも使えるようなものがあれば、と思いました。

座長 : そこはなかなか難しいところですね。カルテの住所を見て、さいたま市の方に

配布していただくということになりますね。

恵委員：どこの市町村でも使えるようなものがあれば、役に立つのではないかと思います。

座長：そこは県の役割ですね。そうなると、県、警察、援助センターでということになると思います。さいたま市在住の方向けのものと、さいたま市以外の埼玉県在住の方向けのもの、その2種類があれば、病院としては助かるということですね。

竹山委員：県のホームページにリンクを貼り付けるというような形になるかと思います。県のホームページには、県、県警、援助センター3者が一緒に掲載されているページがあります。

橋本委員：犯罪被害者等支援は、相談者の困りごとが、最終的には市町村が主体の福祉サービスにつながっていくことが多いため、県として各市町村のサービスを盛り込んだリーフレットの作成となると限界があると思います。そのような普及啓発物を作成するのであれば、市町村が、県の情報を取り込んだもので、それぞれ作成していく事になるかと思います。

恵委員：さいたま市以外の他の市町村でもこのような動きが出てきて、普遍化されて共通のものを作るということにはならないですか。

座長：共通のものというのはなかなか難しいです。埼玉県の中で、カウンセリング費用の助成等、ここまでの制度をもっているのはさいたま市だけです。正直、このレベルを他の市町村に要求するのは難しいだろうと思うので、そこはやむを得ないところです。例えば、今回このようなリーフレットの作成をさいたま市で行うことによって、他の市町村も「それは良い」と取り入れる時に参考にしてもらうこととして、どんどん広がるきっかけになれば良いのではないかと思います。実際、恵委員のクリニックに通っている方はさいたま市在住の方だけではないというのは、そのとおりでと思いますが、まずはさいたま市在住の方のところから始めていくしかないのかなと思います。

次に、情報共有や顔の見える関係作りについてですが、「関係機関が集まり意見交換をする場があると良いと思う」「コーディネーターとなる機関を決めて、そこに情報を集め、そこから情報を発信していくという仕組みを作ると、スムーズに回るのではないか」「コーディネーターとなる機関は被害後の状況で変わっていくため、各機関にコーディネーターの役割を担う人がいるという形が良い」「さいたま市民が県外で被害にあった場合には埼玉県警察では把握が難しいため、さいたま市には市民の方に幅広く周知してもらいたい」「市として、関係部署を集めての会議や、庁内関係部署を集めての会議を設けることも必要ではないか」「市民生活安全課から区役所につないだ後、適切な対応がなされているか把握することも必要ではないか」という意見が出ました。

検討結果としては、

- ・リーフレットについては、他の自治体のもも参考にしてより分かりやすいものを作成する。
- ・啓発用のリーフレット以外に、被害者やご遺族向けのものを作成する。
- ・作成にあたっては事務局から懇話会委員に意見を聞きながら行うこととする。また関係機関と協議をしながら作成を進めていく。
- ・会議体の設置についてはこの懇話会では決められないが、埼玉県、埼玉県警察、埼玉犯罪被害者援助センター、その他関係機関と、どのように各機関の持つ支援策を犯罪被害者等に適切に提供していくか協議が必要である。

という形になりました。

大体皆さんの意見がまとめられていると思いますが、「私はこういう意見を言ったけれど入っていない」など、何かあればご指摘いただければと思います。よろしいでしょうか。

(全員了承)

では最終ページの「④その他」ですが、この懇話会の中で出てきた委員提案が2件ありました。

まず火葬費用について、ご遺族から火葬費用の助成について要望されることがあるため、その点についてご意見を伺いたいということでした。懇話会の中では、「遺族見舞金は使途を限定していないので、火葬費用にあてることもできる」「火葬費用は被害後すぐに支払いが発生するものなので早い対応が求められる」という意見がありました。それに対して、「見舞金は、できるだけ早く支給するものという考えで制度を作っているはずである」、つまり、それで足りるのではないか、という意見もありました。

検討結果としては、

- ・火葬費用については、今後の社会情勢等により検討が必要と思われるが、当面は、別途その名目の制度を作るのではなく、遺族見舞金の早期支給で対応をする。

となりました。

この点について改めて考えたのですが、火葬費用として助成するとなると、その領収書がないと出せないのではないかと思います。見舞金であれば何に使っても構わないので、見舞金を早く支給すれば良い話だなと思いました。元々国の給付金は支給に時間がかかるので、地方自治体の見舞金は早く支給するようにならなくて、早く支給するというのを頑張れば全て解決するのではないかと思います。火葬費用と限定してしまうと、領収書がないと助成できませんが、見舞金という名目であれば何に使っても構わないので、事件が起きて見舞金の対象となる被害者等に該当すれば支給して、使っていただくことができます。その方が、融通がきいて良いと思ったのですが、皆さんいかがでしょうか。

竹山委員：　そうですね。用途を限定してしまうと領収書は必ず必要になりますよね。

座　長　：　普通はそうですね。今回の議論は、火葬費用をすぐに用意できない人のために何か対応できないかというところから始まっていますが、火葬費用に使うかどうかその時点で分からないのに、火葬費用として出せるかというそれは無理ではないかと思います。領収書で確認するとなると、結局後払いになるので、できるだけ後払いにならないようにするのであれば、見舞金を早く出すということでは足りないのではないかと考えたところです。なので、改めてこの検討結果が良いのではないかとと思うところです。

次に民事裁判訴訟費用の立替について、さいたま市の犯罪被害者等支援について、独自性や積極的な姿勢を打ち出すためにも、民事裁判訴訟費用の立替を行うことができないかご意見を伺いたいという、委員からのご提案がありました。

懇話会の中での意見として、「制度としては良いものだが、立替ということで実際に回収ができるのかというのが、大きな問題である」「民事訴訟の提起手数料も、損害賠償請求額によるが、かなりの額がかかる。そのような裁判に関連する費用の支援について、今後検討をしてもらいたい」という意見がありました。それについては、「資力要件はあるが、法テラスでも支援は行っている」「今後、新たに始まる犯罪被害者等支援弁護士制度で、どこまでのことが対応できるのかを確認してから検討をしても良いのではないか」という意見もあり、この点は今回そこまで詰めなくてもよいのではないかと、という形になりました。

最終的には検討結果として、

- ・損害賠償請求権を譲り受けたとしても、実際に回収できる見込みがなければ、市が制度を運用することは難しい。
- ・裁判に関連する費用の助成については、犯罪被害者等支援弁護士制度の動向を見ながら今後検討していく。

という形になりました。

以上が、検討結果の概要として作成されるものとなります。あとは添付されている資料2から資料4のとおり、要綱の素案が作成されています。このような形で懇話会の議論の結果がまとめられるということになります。

恵委員　：　この「犯罪被害者等支援弁護士制度」というのは、どの程度進んでいて、また、機能しそうですね。

座　長　：　今議論をしている最中で、内容が外に出てきていないので、何とも言えないところです。

恵委員　：　弁護士の中で、犯罪被害者等支援に力を注いでやっていこうという方たちがいらっしゃる訳ですね。

座　長　：　もちろんそうです。私たち弁護士も、制度ができる以上はきちんとしたものを作ってほしい、ただ、それに対応して動くことのできる弁護士がいなければなら

ないと考えています。制度ができたとしても動ける弁護士が少なければ意味がないので、対応できる弁護士を増やさなくてはいけない、という話にはなっています。色々な課題を私たちも抱えています。

恵委員 : ありがとうございます。

座長 : それでは、委員提案の2件については、この内容でよろしいでしょうか。
(全員了承)

次に、要綱の改正素案が資料2から資料4で示されていますので、これについて事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは、まず資料2「改正素案 さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱」です。

変更点としては、第2条第1項第3号の性犯罪の定義です。懇話会でのご意見を反映し、「刑法第177条、同法第179条第2項、同法第181条第2項及び同法第241条の罪（同法第177条及び同法第179条第2項の未遂罪は除く。）をいう。」と変更をしました。

次のページの第3条「遺族又は家族の範囲」を、「遺族の範囲」としました。

また、第3条第1項第1号を、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたという内容を除き、「犯罪被害者の配偶者若しくは当該犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は当該犯罪被害者とパートナーシップ（さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年4月1日施行）第2条第1項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあった者」としています。

それから第3号として、「前号に該当しない、犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹」を追加しています。

第3条の変更に伴いまして、次の第4条第3項の記載内容も変更しております。

次に第6条ですが、第1項の修正は文言整理を行ったものです。

第3号は議論の内容に含まれていないものになりますが、第3条で「遺族又は家族の範囲」から家族を除いたことで、申請の手続きに関わることについて追加をしたものです。重傷病や性犯罪は被害者本人の申請という形になっていますが、「前2項の規定に関わらず、犯罪被害者又は申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請ができない場合は、犯罪被害者又は申請者に代わって親族等が申請手続きを行うことができる。」という項目を追加しました。本人が未成年、又は怪我などで手続きができない場合に、ご家族等が手続きできるように追加をしたものです。

最後に附則で、「この要綱の改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用し、同日前に行われた犯罪による犯

罪被害者等については、なお従前の例による。」としました。改正した場合のその要綱の適用について、条例制定時も同様でしたが、さかのぼって適用するというのは難しいため、改正した要綱を施行した日以降に起きた犯罪被害について適用するというので、この附則を設けております。

座長：これに関して、何か質問などはありますか。私がよく分からなかったのが、第6条で、「犯罪被害者又は申請者」となっていますが、「申請者」が必要な理由です。

事務局：申請者の定義として、第5条で「見舞金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）」となっています。つまり、見舞金の給付を受けようとする方を「申請者」としています。

座長：申請者は、「犯罪被害者又は見舞金の給付を受けようとする者」ですよね。そうすると、犯罪被害者が二重に含まれることになるのではないかと思います。

事務局：この記載は、第5条第1項第2号以降の書き出しが「犯罪被害者又は申請者」となっているので、それを踏襲したものです。この辺りの記載の仕方については、要綱改正を行う際に法規担当部署にも改めて確認をしたいと思います。

座長：読んでいてこの部分は分かりにくいので、確認して記載の統一をしてください。

あと1点、第3条について、現行のものは「犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の配偶者」となっていますが、そうすると専業主婦が被害にあった場合には支給対象とならないということですよ。このことに今更ながら衝撃を受けています。働いている夫が被害にあった場合には対象になるけれど、専業主婦が被害にあったら対象になりませんということなので、今回の改正は必要だとつくづく思いました。

竹山委員：パートナーシップは謳っているのに、ですよ。

座長：少しずれていますよね。

それでは次に資料3をお願いします。

事務局：資料3「改正素案 さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱」です。

こちら、第2条第1項第3号の性犯罪の定義について、懇話会でのご意見を反映し、「刑法第176条、同法第177条、及び同法第179条第2項、同法第181条、同法第241条の罪（これら同法第176条、同法第179条第1項の未遂罪は除く。）をいう。」と変更をしました。

第4条、第5条、第6条の修正は文言整理を行ったものです。

第7条の転居費用の助成について、第1項第4号（ア）は、懇話会のご意見を反映した修正として、「犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族」に「又は家族」を追加しています。

第8条の一時避難費用の助成についても同様に、第1項第4号（ア）の、「犯

罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族に「又は家族」を追加しています。

第7条、第8条の修正に伴い、第10条の「支給の申請」で、各支援の提出書類について示した表についても、家族が申請する場合を想定して、転居費用の助成と一時避難費用の助成の項目を修正しています。

そして最後に、先ほどの見舞金と同様、附則で経過措置の規定を設けております。

座長：日常生活等支援の要綱の素案については、何か疑問点などはありますか。

(全員了承)

それでは資料4をお願いします。

事務局：資料4「改正素案 さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱」です。

こちら、第2条第1項第3号の性犯罪の定義を、「刑法第176条、同法第177条、同法第179条、同法第181条、同法第241条の罪（同法第176条、同法第179条第1項の未遂罪は除く）。をいう。」と変更をしました。

第4条と第6条の修正は文言整理を行ったものです。

それから最終ページですが、こちら、附則で経過措置の規定を設けております。

座長：法律相談事業等実施要綱の素案について、何かご意見はありますか。

恵委員：条文だけだとピンとこないというか、イメージがしにくいですが、例えば重傷病は「医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病」となっているように、体の怪我というのはある程度はつきりしています。ただ心理的なトラウマというのはどのように捉えられているのだろうか、理解されているのだろうか、と思うところです。この重傷病というのは身体的な怪我に限るのでしょうか。

事務局：今の規定では、重傷病は身体的な怪我に限っています。

恵委員：PTSD、心理的外傷となると、例えば何年も何年も悪夢を見るなど、被害者の方は本当に長期間に渡って苦しい思いをすることもあります。

座長：確かに殺人未遂で、怪我自体は1週間程度のもの、ということもあり得ます。

そのような場合は、支援の対象から外れてしまいますか。

山本委員：犯罪被害給付制度も、他の自治体の見舞金制度も、その部分は「療養1ヶ月以上かつ3日以上労務に服せない」という要件でカバーはされています。

座長：そうすると、さいたま市ではその部分に対応できないけれど、その場合は他の制度が使えますということが分かると思いますよね。

恵委員：精神的、心理的な被害への対応は、この条文からは見えてこないですね。

座長：日常生活等支援に係る助成金の中には、精神医療費用及びカウンセリング費用の助成があります。ただその対象となるのが、重傷病や性犯罪に該当する被害者

の方となるので、先ほどの例のように殺人未遂で1週間程度の怪我という場合には対象から外れてしまうというのは事実です。重傷病や性犯罪に該当して、PTSDで医療機関にかかるという場合には、精神医療費用及びカウンセリング費用の助成が利用できます。恵委員がおっしゃるとおり、全ての犯罪が支援の対象となっていないので、対象から外れてしまう方がいるのは事実ですが、重傷病や性犯罪に該当するものについては、精神医療費用及びカウンセリング費用の助成で15万円を限度に助成する、という制度にはなっています。

恵委員： 私のクリニックに通っている方で、性犯罪ではないですがひどい怪我を負って、その時のことが心の傷にもなっているという方がいます。幸い弁護士の支援もあり、長い間勤務先からの援助を受けることができます。他にもそのような被害者の方がいると思うので、対象となる被害者の想定を広げて、現実に沿った制度にならないかなと思っています。

座長： 今のお話の場合、性犯罪ではないけれども大きな怪我であったとすると、重傷病に該当する可能性はあるので、それで精神医療費用及びカウンセリング費用の助成を受けられるという形になると思います。

やはり条文だけだと分かりにくいですね。なので、パッと見て分かるリーフレットのようなものを作るというのがとても重要だということ、今の話からもつくづく思いました。

それでは資料4について、他にはご意見はありませんか。よろしいでしょうか。
(全員了承)

事務局： 要綱の改正につきましては、市でも他の関係部署と調整をいたします。この素案のとおりにはならないかもしれませんが、他部署との調整を経たうえで施行となります。

座長： 一通り、検討結果の概要と要綱の改正素案を確認しましたが、さらに追加で意見を出しておきたいことなどはありますか。大丈夫でしょうか。

(全員了承)

他に特になければ、この懇話会の議論は終わるということになります。

それでは最後に、委員の皆さんから一言ずついただければと思います。新井委員からお願いします。

新井委員： ありがとうございます。非常に勉強になりました。さいたま市、埼玉県が全国でも先駆者的に形になる条例を作ってきて、それが実り始めているということが実感でき、座長にも事務局にも感謝しております。ただ、今回私が一番気にしているのは、性犯罪の対象を拡大することでの相談件数の増加です。必ずしも相談が増えるのは良いことではないのですが、横浜市や名古屋市は実際にさいたま市の何倍も相談が寄せられています。またこのような懇話会という形での見直しは3年後か4年後になると思いますが、性犯罪の未遂を対象に含めると

いうことで、加速度的に相談が増えた時に、見直しをもう少し短いスパンで行った方が良いのではないかと考えています。頻繁に懇話会を開催することはできないと思いますが、その辺りのレビューを短いスパンでできないかというのが、私からの意見です。

座長：ありがとうございます。条例の中で見直しの期間については記載がされていますか。

事務局：条例の中で、何年ごとに見直すという規定は設けていません。令和2年度の条例制定の懇話会の際に、「3年を目処に見直しを行う」というご意見をいただいております。今回の懇話会を開催したという流れになります。

座長：そうすると、状況が変わってきた時には検証が必要かもしれません。新井委員のお話を聞いて、私も、相談件数が増えてきた時に、現在の体制で大丈夫なのかといった不安が出てくるのではないかと考えています。迅速に対応できず滞ってしまうことで、結果的に被害者の方が不利益を被ってしまっただけでは困ります。1年では早いと思いますが、2年くらいで見直しを行っても良いと思います。相談件数などは我々も見守っていきたいと思います。

恵委員、お願いします。

恵委員：私としては、県の被害者支援にも関わりましたが、このような形でさいたま市の制度ができたことには、ここまでできたかと万感の思いがあります。私自身の個人的なことをお話しすると、まだ診察もしていますが、もう84歳です。任期が2年でもOKしてしまったのですが、今後、埼玉精神神経科診療所協会という、非常にアクセスしやすいクリニックの仲間たちがいるので、ぜひ活用していただければと思います。最初13人で設立したのですが、今は100近くの診療所が加入しています。犯罪被害者等支援について仲間たちに伝え、受け皿として機能してくれることを目指していたのですが、私もなかなかそこまではできなかったもので、後に続く方たちが活躍してくれれば良いと考えています。

岸委員：私の所属する保護観察所が実施する被害者支援制度については、事件発生からある程度時間が経ってから行うものが多く、さいたま市の犯罪被害者等支援の制度等についてはお力になれる機会が少なく恐縮です。ただ、委員として参加することで、さいたま市の制度について理解できたので、今後の支援に当たっては、犯罪発生当初から俯瞰して、トータルな目線で支援を実施していきたいと思われました。ありがとうございました。

佐藤委員：犯罪被害者の立場として、さいたま市で早い段階から条例制定等に努力していただき、また今回は見直しを行うということで、さらに良い制度になっていくということが分かり、心から感謝いたします。せっかくこのような良い制度ができたのに、周知がなかなかできないということは、一番問題だと思っています。誰にでも分かるような周知の方法を考えて、良くしていただきたいと思っています。被

害者の立場としてはとにかく感謝です。座長、それから事務局のご努力に感謝申し上げます。

山本委員： 我々警察としては、令和3年度以降、県内各自治体に条例制定の要請をしています。当初は十数市町村だけでしたが、佐藤委員がされているオリーブの会の活動や、横山座長を始めとした埼玉弁護士会の活動で、今63市町村の内55市町村、約83%まで広がってきました。ただ、さいたま市のような性犯罪の見舞金や日常生活等支援に係る助成金などは他の自治体ではほとんどない状況です。さいたま市は、このような検討や見直しを行うなど特に積極的に取り組んでいただいていると認識しています。一方で、周知に関して、警察は被害者等と最初に接触する機関として手引きをお渡ししていますが、我々も見直しを図っていきたくと思っています。今回の懇話会は大変参考になりました。ありがとうございました。

橋本委員： 国では、昨年の犯罪被害者等施策推進会議の決定「犯罪被害者等の施策の一層の推進について」から始まり、1年かけて犯罪被害者等支援の施策をどのように展開していくのか、という動きがありました。その中で、警察庁から「地方における途切れない支援の提供体制の強化」というものが示されました。今回は要綱等の見直しでしたが、相談体制の見直しという点は、国も力を入れているところで、個別の相談を各自治体で受けていくことについて、都道府県が中心になってコーディネーター役として進めるようにと示されています。さいたま市は政令指定都市なので、埼玉県とある意味同等の施策のあり方が求められると思います。埼玉県だけでは施策の推進はできないので、さいたま市とは連携を密にしながら、犯罪被害者の方が滞りなく支援が受けられる体制作りを進めていきたいと思っていますので、委員の皆さん、さいたま市の職員の皆さん、今後ともぜひよろしくお願いいたします。今回は本当に参考になりました。ありがとうございました。

竹山委員： 今回、懇話会に参加させていただき、要綱の見直しの話から、実は周知が足りないということにつながるなど、たくさん気づきがありました。これだけ充実した制度で犯罪被害者等支援を推進していただけていますが、さらに、少しでも多くの方が充実したサービスが受けられるような形を考えていかなければならないという気づきにもつながりました。要綱の見直しも引き続き行っていただきたいと思いますが、周知のための懇話会や、プロジェクトチームのようなものも視野に入れていただきたいので、検討していただければと思います。私たちも連携、協力したいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。皆さんありがとうございました。

座長： ありがとうございました。

私からも一言お話しさせていただきます。条例ができて年月が経過した中で、なかなか周知ができていない実態というのがこの懇話会の中で明らかになった

と思っています。非常に活発に、私が考えていた以上の意見が出たことによって、とても深い議論ができたので、ぜひこの懇話会での話を参考にさせていただきたいと思います。また、竹山委員からもお話がありましたが、広報の関係について、この場でこれだけの意見が出たので、それらが無駄にせず、検討結果概要にもあるとおり、「リーフレットが出来ました」ではなく、出来る前に私たちの意見をぜひ聞いていただくようにお願いします。色々な立場の方がいて、様々な視点からの意見が出るというのは、本当に貴重な場だと思います。懇話会は終わったとしても委員ではあるので、市としても活用していただければと思っています。

皆様のご協力をいただき、この懇話会としての意見をまとめさせていただくことができました。ありがとうございました。

事務局にはこの4回の懇話会の意見を踏まえて、さいたま市の犯罪被害者等支援事業の推進に取り組んでいただきたいと思います。

それではこれで、進行を司会にお返しします。

司 会 : 本日も大変多くのご意見をいただき、ありがとうございました。また、進行にもご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。本日の懇話会の内容につきましては、事務局で議事録を作成し、ホームページに掲載する予定です。委員の皆様には、議事録案を作成後、発言内容等の確認をお願いいたします。今後、事務局では懇話会でいただいたご意見を基に、要綱の見直し等を進めてまいります。本懇話会の会議は今回を持ちましてひとまず終結となりますが、まだ任期はございますので、今後も委員の皆様にはご協力をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。横山座長におかれましては、4回の懇話会の進行、ありがとうございました。

3. 挨拶

司 会 : それでは閉会に当たりまして、市民生活部長の丸屋からご挨拶申し上げます。

丸屋部長: 委員の皆様には、大変ご多用のところ、長期間に亘りまして懇話会にご出席いただき誠に有り難うございました。

本懇話会は本年5月から計4回の開催となりましたが、本市の犯罪被害者等支援事業のより効果的かつ円滑な実施にあたり、実に多くの貴重なご意見を賜りましたこと、心から感謝を申し上げます。

委員の皆様から専門的なご意見を頂戴しましたことで、本市における犯罪被害者等支援事業の様々な課題についても、取り組むべき方向性が見えてきたと感じております。

今後は、本懇話会の中で頂いたご意見に基づきまして、犯罪被害者等支援を一層推進してまいります。

犯罪被害者等支援事業の実施を通じて、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指してまいりたいと存じますので、委員の皆様におかれましては今後ともご指導、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様には多大なるご尽力を賜り、改めて感謝申し上げます。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

4. 閉会

司 会 : それでは、以上を持ちまして第4回さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。